

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行）第12条第2項の規定に基づき、同指針第2条に規定する附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 附属機関及び懇談会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が、当該附属機関の会議に諮って行うものとする。

- 2 懇談会等の会議の公開又は非公開の決定は、市が行うものとする。
- 3 附属機関及び市（以下「附属機関等」という。）は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第4条 附属機関及び懇談会等の会議の公開は、傍聴により行うこととし、原則として次の要領により行うものとする。

- (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じてあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関等の席を設けるものとする。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。
- (3) 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で、傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選を行うものとする。
- (4) 傍聴者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
 - ア 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

イ 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。

ウ みだりに席を離れないこと。

エ ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

オ ビラ、ポスターその他これらに類するものをまき、配布し、又は掲示する行為をしないこと。

カ 飲食及び喫煙をしないこと。

キ 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。

ク その他会議の支障となる行為をしないこと。

(会議資料の配付等)

第5条 附属機関等は、傍聴者に会議資料（不開示情報が記載されている部分を除く。以下同じ。）を無償で配布するものとする。ただし、会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を閲覧に供することができる。

(会議の周知)

第6条 附属機関等は、会議について、次に掲げる事項を原則として会議開催日の1週間前までに当該附属機関及び懇談会等の担当課での備付け、市のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公開、非公開の別
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の手続き
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

(会議録の作成及び公表)

第7条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者（事務局を含む。）
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別及び傍聴者の数

(6) 会議内容の要旨

(7) その他必要な事項

- 3 附属機関等は公開した会議の会議録について、当該附属機関及び懇談会等の担当課での備付け、市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 附属機関等の会議の公開に関する基準(平成20年4月1日施行)は廃止する。